別紙１

東京都地域防災計画火山編（令和７年修正）の概要

令和７年５月28日
東京都総務局

計画の概要

- 災害対策基本法に基づく法定計画で、火山噴火災害に係る予防、応急・復旧、復興を内容とするもの

修正の目的

- 国に先駆け、令和５年12月に策定した「**大規模噴火降灰対応指針**」**における降灰対策の方向性**を踏まえ、関係機関の役割分担や降灰対策を計画に位置付け
- 図上訓練で明らかになった課題を踏まえ、**島民の安全確保**に向けた避難体制を一層強化

主な修正ポイント

- 「**目指すべき到達目標**」を新たに設定
- 島しょ火山対策については、**避難に係る対策を充実**
- 富士山火山対策については、**都市機能や都民の生活を守るため**の降灰対策を具体化
- **自助共助の取組を拡充**

目指すべき到達目標の設定

島しょ	避難体制の整備	**円滑な避難に向けた対策が講じられ、様々なリスクに柔軟に対応できる体制**が整備されている
	輸送体制の確保	**島民等が安全に避難できる輸送手段が確保**され、**避難者を受け入れる体制**が整っている
富士山噴火	降灰状況の把握	**降灰状況を一元的かつ迅速に把握できる体制が構築**されている
	交通インフラ対策	**降灰の初期段階から効率的に除灰する体制が構築**されている
	ライフライン対策	ライフライン事業者による**予防・応急復旧策が強化**されている
	火山灰処理	火山灰の収集から処分までの**広域的な連携体制が構築され、仮置き場や処分先が確保**されている
	避難	多様なニーズに対応できる**広域的な避難体制が構築**されている
	物資の供給	**備蓄の促進**と**物資供給体制の構築**により、**災害時に自宅等で生活が維持できる**環境が整っている
共通	情報発信	**都民や観光客等が災害を自分事と捉え、必要な情報にアクセスできる仕組みが構築**されている
	共助の取組	**自主防災組織やボランティア等の連携により、地域の防災力が強化**されている

東京都地域防災計画 火山編（令和７年修正）の概要

今後の主な対策等

島しょ火山

■避難体制の整備

- 避難に係る**噴火レベルや各関係機関別**の**タイムライン**を明記
- **伊豆大島、三宅島**の**ハザードマップ**を**見直し**
- **火山活動が急変**した場合や、台風等の**複合災害**が**見込まれる場合の対応**を**避難計画**に反映　等

■輸送体制の確保

- **陸・海・空**のあらゆる手段を活用し、**円滑な島外避難**に向けて、**輸送体制を強化**
- 船舶等の**保有台数**や**島しょごとの港の規模**等に応じた**輸送配分方法**を**避難計画**に反映
- **島しょ間や周辺県との連携強化**により、状況が逼迫した場合の被災者の**一時収容等のための体制**を確保　等

富士山噴火

■降灰状況把握

- **都内全域で降灰厚を把握**する**主体や手順**を明記
- 災害情報システムを再構築し、**降灰情報を地図上で表示**　等

■交通インフラ対策

- **優先除灰拠点・路線図**を**位置づけ**
- **資機材を確保する体制**を**拡充（関係団体との協定締結**等）
- 降灰状況に応じた**道路除灰手順等**を定めた**方針を策定**　等

■ライフライン対策

- **ライフライン事業者等**による**予防・応急復旧策**を強化
- 訓練等を通じた都とライフライン事業者の**情報連絡体制の強化**　等

■火山灰処理

- **仮置き場候補地**の**選定基準**を明記
- 国の方針を踏まえ、火山灰処理の**各主体の役割分担**や**実施体制等**を**具体化**し、**処分先を確保**　等

■避難

- **住民等の避難基準**を明記（降灰厚等に応じて**４つの区分**に分類）
- 国や他県等と連携し**広域避難も含めた避難の手順や役割**を計画に反映

■物資の供給

- **都民や事業者**の**備蓄を促進**
- 物資輸送車両等の**降灰時の走行性能を把握**し、**物資輸送方針を策定**等

共通

■情報発信

- **多様な媒体**を活用し、**災害時の情報発信体制を強化**
- **外国人等に配慮**した**災害時の情報発信を推進**　等

■自助・共助の取組

- 区市町村と連携し、**女性・学生等を対象としたPR**を強化し、**消防団の入団を促進**
- **啓発ツール**や**イベント**等により、**普及啓発を充実**　等

主な対策の具体例

参考資料

▶交通インフラ対策（富士山噴火）

●優先除灰拠点及び優先除灰道路の指定

降灰時は都内の広い範囲で道路啓開が必要となることが想定されるため、**迅速な道路啓開に向けて、優先的にアクセスを確保する必要がある拠点とそれらをつなぐ道路を指定**

【優先除灰拠点】
- **応急対策**及び**輸送路管理**の中枢を担う機関・施設
（例）都庁、区市町村庁舎、鉄道、空港、港湾　等
- 降灰時の**住民の生活維持等**に関する施設
（例）ライフライン施設、 医療機関、警察、消防　等

【優先除灰道路】
- **優先除灰拠点を連絡する路線**を「優先除灰道路」に指定
- 道路除灰にあたっては**上下１車線を確保**することを原則

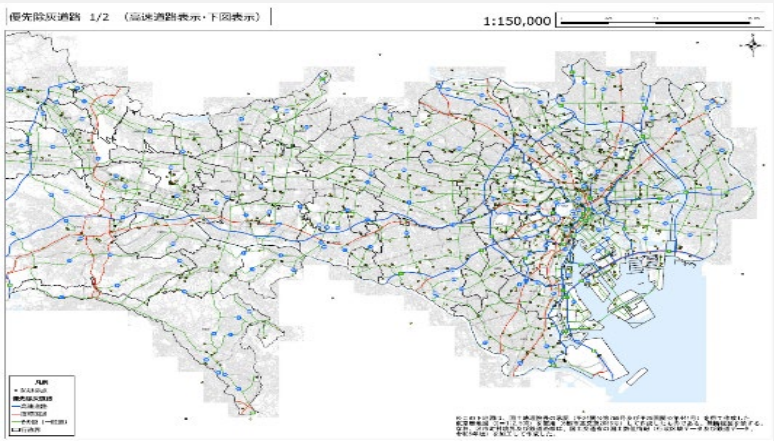

優先除灰道路路線図（例）

▶降灰時の避難（富士山噴火）

●降灰時の住民等の避難基準を明記

降灰厚やライフライン等の状況に応じて**４つの区分に分類し、避難の必要性を判断**

区分	降灰厚	影響等	避難
ステージ１	微量以上 ３cm未満	鉄道等への 影響	自宅等で生活継続
ステージ２	３cm以上 30cm未満	ライフライン への影響 車両通行困難 物資供給困難	在宅避難
ステージ３			避難所等へ避難 ※被害状況により 判断
ステージ４	30cm以上	木造建物倒壊	域外避難

▶避難体制の整備（島しょ火山）

●タイムラインを明記

噴火警戒レベルに応じた避難に係る各関係機関別のタイムラインにより、**各機関の業務の流れを分かりやすく表示**

（主なタイムライン例）

警戒Lv	都	町村	輸送機関
3 (入山規制)	移送や受入先 の準備	来島者 避難決定	移送手段準備 (バス・船舶等)
4 (高齢者等避難)	移送手段の 確保	要支援者 避難決定	船舶等で移送